

市内小中学校における令和5年度いじめ・不登校に関する事案報告

1. 令和5年度の小中学校におけるいじめ問題について

《令和5年4月1日～令和6年3月31日》(単位:件)

		小学	中学	合
いじめの認知件数	合計	23	16	39
上記のうち解消報告のあった件数	合計	19	10	29
[認知内容]		ア イ エ カ キ	ア イ ウ キ ク	
	ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。 ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする オ 金品をたかられる。 カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 キ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 ケ その他			

令和4年度の調査(認知件数35件)に比べ、令和5年度のいじめ認知件数は増加している。このことは、いじめの積極的認知が進んでいると考えられる。また、被害を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、事案を捉え事案が大きくなる前に対応することができている。つまり、各小中学校がいじめの早期発見・早期対応に取り組んでいる成果であると考えられる。それぞれのいじめ案件に関しては、学校が中心となり、家庭や必要に応じて各関係機関との連携を密に取り、丁寧な対応を取ることで状況を改善してきた。

令和5年度の認知件数は小学校23件(うち解消19件)、中学校16件(うち解消10件)となっている。いじめが「解消している」状態とは「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)継続していること。」及び「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」の2つの要件を満たしている必要があるとしている。令和5年度はいじめ事案の中には、前述の条件を満たすことなく未解消のまま小学校を卒業した事案もある。小学校及び中学校の生徒指導担当の情報共有はもちろんだが、学年や学校全体での情報共有をし、解消に向けて取組を行っていく。他の未解消事案に関しても、新学年への引継ぎを確実にを行い、継続した児童生徒の見守りと、解消に向けた取組を行っていく。また、解消案件についても、年度初めの児童生徒の様子や人間関係を丁寧に観察していくことで再発のリスクを減らすとともに新しい学級での居場所づくり及び良好な人間関係の構築により、良いスタートを切れるようにしていく。そして何よりも、いじめを生まない、許さない集団の育成を求めていく。

＜各学校での取組＞

- ・全ての教職員、児童生徒、保護者に対して、「いじめ防止基本方針」の周知徹底を行い、いじめに対する定義が正しく理解されるように啓発していく。
- ・各校でいじめを生まない学校を築いていくために、お互いを否定せずに認め合える関係づくりを基盤とした学級づくりを行っていく。その一つとして、定期的に自分を開示する（できる）場を設け、それを受け止めていく人間関係を形成していく。
- ・学習活動や学校行事において、お互いを尊重し、認め合える人間関係の構築を目標とした「絆づくり」・「居場所づくり」を推進するとともに、いじめに向かわせないための未然防止やいじめを許さない学校づくりに取り組むことで、児童生徒にとって安心・安全に学べる「魅力ある学校づくり」を進める。
- ・各校の「いじめ防止基本方針」に沿って、全ての学校において各学期に1回以上のいじめアンケートを実施し、内容に応じて聞き取りを行う。また、生活アンケートなども実施し、それを基に個人面談を行い、一人ひとりの思いを掴む等、丁寧に児童生徒を理解していくことでいじめの早期発見・早期解決につなげる。
- ・定期的に「いじめ防止対策委員会」を開き、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを発見し、又はいじめの相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づいて組織的な対応を行う。
- ・担任や学年の教員以外にも部活動の顧問など相談できる体制づくりを進め、児童生徒がいつでも相談しやすい環境づくり及びその情報がしっかり共有できる環境の整備に取り組む。
- ・インターネットの正しく安全な利用方法や、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深めるなどの情報モラル教育を推進する。
- ・いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育の充実及び体験活動などを推進する。
- ・教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、早急に管理職及び関係職員と情報共有し、対応を検討決定し、対応することで、被害児童生徒を徹底して守る。

＜教育委員会の取組＞

- ・いじめ対応情報管理システムを導入することによって、今まで以上にいじめで悩んでいる児童生徒を守り、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校が認知したいじめに係る情報を、学校と市教育委員会及び県教育委員会が遅滞なく情報を共有することで、いじめ問題に迅速に対応する。
- ・学校や教職員からの事案報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向

等を考慮しながら、指導主事の派遣、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等の支援策を講じる。

- ・事案に応じて、県教育委員会、亀山警察署、鈴鹿児童相談所、弁護士等の専門家等と連携し、いじめの早期解決を図る。
- ・いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の取組を支援、市民への啓発を行う。
- ・いじめ防止等に関係する機関及び団体が、それぞれの取組について情報交換し、問題解決に向けた連携が図れるよう「亀山市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。
- ・教職員に対し、いじめ問題に関わる人権教育・生徒指導等の研修会を開催し、教職員の資質能力の向上を図る。
- ・児童生徒が感じている学校の雰囲気や学校環境、学校の状況などでいじめや暴力行為、学力、不登校などの様々な児童生徒の状態を科学的に測定するために大規模校小学校3校、中学校2校計5校で学校風土調査を実施する。

2. 令和5年度の小中学校における不登校の状況について

- ◆欠席日数が年間30日以上の不登校児童生徒数(令和3年度～令和5年度)
(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	35 (15)	56 (40)	93 (56)
中学校	87 (36)	99 (42)	107 (44)
合計	122 (51)	155 (82)	200 (100)

※ () は新規不登校児童生徒数

- ◆亀山市教育支援センター（ふれあい教室）通級児童生徒数
(令和6年3月末)(単位：人)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
人数	0	0	0	1	0	1	2	5	5	14

- ◆フリースペースかめっこ通級児童生徒数 (令和6年3月末) (単位：人)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
人数	0	0	2	0	2	1	3	4	3	15

◆サークルルーム通級児童生徒数（令和6年3月末）（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来室者数		8	8	2		7	8	11	10	12	10	6	82
新規来室数		4	1	0		1	0	2	0	1	0	0	9

令和5年度の不登校の状況については、前年度と比べて、小学校33人増、中学校8人増となった。不登校児童生徒数は、ここ数年で最も多い数となり、新たに不登校になった児童生徒は小学校で56人、中学校で44人であった。小学校の不登校児童が増えている理由として、新型コロナウイルスによる学校休業などを経て、友人や教職員との葛藤・トラブルが起こった際、児童は互いに歩み寄るといった調整力が低下していると考えられる。また、休業などがあつたことにより児童、保護者が学校を休むことへの抵抗感が薄れていることも考えられる。さらに、兄弟に不登校がいる場合、下の子も登校渋りや不登校になっていく傾向も見られる。新たな不登校児童生徒を生まないためにも、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要がある。

令和5年度5月からふれあい教室、フリースペースかめっこに加えて市図書館内に初期対応教室サークルルームを開設した。安心して通級できる場が増えたことによって、自分のペースで学校か通級か選択し登校することができ、学校へのチャレンジ登校や放課後登校、別室登校等、学校との関係を深めることにつながっている。学校に行きづらい子や不登校児童生徒にとってこれらの居場所が、学習保障の場となるとともに、家庭を出て他者との関わりを経験しながら、それぞれに合ったペースで自身の興味関心を広げることができる場になっていると考えられる。

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して進めていく。そのために、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、連携を図っていく必要がある。

<各学校での取組>

- ・市内小中学校に不登校児童生徒コーディネーターを設置する。
- ・誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策の一つとして全ての小中学校で校内ふれあい教室を設置する。
- ・不登校児童生徒コーディネーターのもと、教室に入りにくい児童生徒のための「校内ふれあい教室」の充実を図り、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習
- ・生活できる環境を整え、一人ひとりのニーズに応じた支援を今よりさらに進めていく。
- ・不登校児童生徒コーディネーター、特別支援教育コーディネーターを中心とした

相談体制や支援体制の充実を図る。必要に応じて、生徒指導担当者や養護教諭などとも連携を図る。

- ・児童生徒理解・教育支援シートの作成により、個々の状況を把握し支援に活用する。
- ・家庭との連携に関しては、保護者とともに取り組むための教職員が持っておく視点を踏まえ、児童生徒と保護者の意向や思いを聞き取り、チームで家庭と協力して取り組む。
- ・福祉関係機関との連携により、様々なケースの実態に応じた支援を行う。
- ・人権学習や道徳のみならず、全ての教育活動を通して社会的自立に向けた取組とし、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めるとともに、学級での安心・安全な居場所づくりを進める。
- ・児童生徒の状況に応じて、別室や自宅でのICT等（オンライン授業、ロイロノートスクール、オリジナル教材等）を活用した学習活動を、個別の学習プログラムを定期的に作成し、それに沿って行うことを検討、実践する。

<教育委員会の取組>

- ・長期欠席・欠席気味の生徒を学習支援事業「学習教室」の参加対象にし、学びの継続と居場所づくりを行う。
- ・「事例検討会」を開き、不登校問題解決に向けた具体的な指導・支援スキルを身に付けられる場を提供し、教職員向けには不登校に関する手引きを作成し配布する。
- ・亀山市教育支援センターでは不登校の児童生徒、保護者からの相談を受け、適切な支援を行う。
 - ＊各専門機関と連携した通級生・保護者との面談及び個別支援
 - ＊登校可能な通級生への復帰準備と各学校との調整・連絡
 - ＊通級生以外の児童生徒への家庭訪問や不登校相談
- ・個別の事案に関するケース会議を開き、事案の分析及び対処方法について検討を行う。必要に応じて専門機関やカウンセラーと連携し、問題解決を図る。
- ・各学校で、不登校児童生徒の支援にSC・SSWを効果的に活用できるよう、担当しているSC・SSWによる教職員への研修を行うなど、それぞれの職域の理解を深め、支援内容に応じた専門人材と連携し、児童生徒及びその保護者に支援が届くようにする。
- ・学校や子ども総合支援課（子ども支援G）と連携し、引きこもり気味の児童生徒について訪問型の支援を進める。不登校支援アドバイザーやSSWとも情報共有を行い、必要に応じて同行を依頼する。
- ・多様な学びの場を確保するため、市立図書館内に初期対応教室サークルルームが開設されたので、今後も運営状況を把握し、更に効果的な運営を目指していく。

- 亀山市中学校校長会・フリースペースかめっこ共催で障がい・不登校・ひきこもりに関する進路指導の一環で「きめ細やかな支援のための進路（進学）相談会」を実施する。
- フリースペースかめっこ共催で、主に教員を対象に不登校に関する講演会を実施する。
- 不登校の児童生徒をもつ保護者に向けて、児童生徒の学びの場や相談の場、相談体制を案内したパンフレットを作成、配布し、亀山市の支援体制を周知していく。